

光華寮事件に関する一考察

——台湾の法的地位を中心に——

齋藤洋

- 一 問題の所在と光華寮事件の有する意味
- 二 伝統的承認論と一般的事実
- 三 日中共同声明の解釈
- 四 既成事実と光華寮事件
- 五 若干の問題の検討
- 六 小括と課題

一 問題の所在と光華寮事件の有する意味

光華寮事件は、一九七七年（昭和五十二年）九月十六日に京都地裁判決が出されてから、二回の差戻判決を経、^①現在は最高裁で審理継続中の事件である。

事件としての本件の有する困難性は、法律論と政治論とがまさに交錯している点にある。つまり、日中共同声明（一九七二年）の「中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する」という一文によって、「政府承認の切替」を行なったという理解に端を発し、伝統的な承認論では容易に説明し難い状況に自らの思考を陥らせてしまっていると考えられる。

しかし、「政府承認の切替」という観点からも、多くの優れた見解が示されてきた。それらは特に、当該事件に関する鑑定書及びそれを元に公刊された鑑定人の論文に示されており、説得力を有する学術研究でもある。⁽²⁾

このようななかで本稿が当該事件を取り上げる理由は、本件を審理する前提が「政府承認の切替」でなければならぬのか、という最初の段階における疑問があるからである。そのため本稿は、伝統的な承認論と、日中共同声明という外交文書の有する表現上の特徴をも考慮することで、当該事件に関する先決問題である「台湾」の法的地位を探ろうとするひとつの試みである。

この試みは、いわゆる台湾が主権国家か否か、中華人民共和国の領土の一部か否かという問題でもあり、その結果次第でさらに台湾海峡の帰属問題にも関係してくる。一般に国際政治においては、特に「一つの中国」か「二つの中国」かについて、資本主義対共産主義、親日対反日、市場としての大小など様々な捉え方や立場で当該問題が論じられる傾向にある。これは日本政府においても同様であり、「日本国は米国よりもいくらか強く『一つの中国』路線を踏襲している。」⁽³⁾と評論されている。

それにもかかわらず、当該問題は、ひとつの法律問題が非常に大きな影響を政治問題に与えるという側面を有

してもいる。

すなわち、日本が先進国であるといつても、食料・原材料・エネルギー等のほぼ全てを輸入に頼り、その輸入ルートの大動脈が台湾海峡及びその周辺である。台湾が中華人民共和国の領土の一部であるのならば、当該海峡はその領海になり、接続水域や排他的経済水域並びに国内法制度上の軍事区域が設定されるならば、たとえ無害通航権や国際海峡という法的手段を講じたとしても、当該ルートの使用及び運行に多大な支障が生ずることは明らかである。換言すれば日本は物資輸入ルートという生命線を押さえられることになり、国際政治、特に北京政府との関係における立場は非常に苦しく、弱いものにならざるを得ない。そうなれば、日本政府は国家の存続のために北京政府の要請をほぼ受け入れなければならなくなってしまう。同時に日本の領土、領海、接続水域、排他的経済水域に対する北京政府の影響力が強くなり、中国大陸と弓状の日本に包囲された（北朝鮮は勿論のこと）韓国も北京政府との関係を慎重に考慮せざるを得なくなる。ここに、米国の勢力に頼らない東アジア勢力圏が北京政府を中心に成立することになるのである。光華寮事件とは、その先決問題としての「台湾」の法的地位を決定しなければならぬという重要な事項を包含しているゆえに、このような日本のおかれる将来を日本自身が判断し得る問題であり、日本の将来に与えるその判断の影響は極めて大きいといわざるを得ないのである。

以上の問題意識に基づいて、本稿では、いわゆる日中関係を伝統的な承認論を基に、両者の歴史における出来事の有する意味を考察することで、「政府承認の切替」とは異なる理解を示すものである。

なお紙幅の関係で、光華寮事件の概要などの周知の事項は記載せず、また必要最小限の文献の掲載に止めたこ

と、及び本稿は拙稿「承認論と台湾」（東洋大学通信教育部『東洋』第四十一卷第一号（平成十六年四月）所収）の内容に相当の加筆修正を施したもののゆえに、独立した論考として掲載することを付記する。

二 伝統的承認論と一般的事実

法論理を組み立てるために必要となる争いのない事実であるが、ここでは教科書検定や近隣諸国の厳しい批判に耐え抜いた日本国の中学及び高校で使用されている世界史の教科書の記述を基にして、その意味を、訂正も含めて、承認論を用いて考察することにする。

（一）争いのない一般的事実

一八九五年（明治二十八年）に日本（当時）と清帝国（清朝）の間で下関条約が締結され、台湾島が日本に割譲された。

一九一二年に革命派が南京で中華民国を設立し、孫文が臨時大統領となるが、袁世凱が革命軍と取引をし、清朝の溥儀を退位させ（清の滅亡）、袁世凱が中華民国の臨時大統領となる。後に国名を「清」から「中華民国」に改称。

一九一五年に日本政府（当時）と袁世凱政権との間で「二十一ヶ条の要求」が調印される。その後、太平洋戦争（対日抗戦）に突入。

一九四五年に實質上の終戦となり、一九四六年に国民党、共産党、その他で政治協商會議を開催したが、むしろ関係が悪化し、国民党と中国共産党の間で内戦が続く。

一九四九年に中国共産党が中国全土を支配下に置き、国民党は台湾に逃れる。

一九五一年にサンフランシスコ平和条約が締結され、台湾島を含む領土放棄が行なわれた。

一九五二年に日華平和条約の締結（日本国と中華民国）。

一九七二年に日本政府からの一方的な日華平和条約の失効宣言及び日中共同声明（日本国と中華人民共和国）。

一九七八年に日中平和友好条約（日本国と中華人民共和国）が締結される。

（二） 伝統的承認論に基づく解釈

右記の事実を伝統的な承認論を用いて、その国際法における意味を検討してみると次のようになろう。

その際特に注意しなければならないのは、伝統的な承認論においては、承認行為は二国間の一方的行為であるという点である。つまり「台湾」の問題は、あくまでも日本国との二国間の関係における法的地位の問題として論じられなければならない。国際社会における一般的な法的地位の問題にはならないのである。

そこで最初の前提は、主権国家である清帝国の存在であり、この点が否定されると以下の論理展開は不可能になる。清帝国が主権国家として認知されていたことは、欧米諸国家と多数の条約を締結していたこと及び日本との歴史的経緯から明らかである。

一八九五年の下関条約によって、台湾島は日本の領土になった。

一九一二年に革命派が南京で中華民国を設立したことになっているが、この時点では主権国家である清国内の南京という一部地域において「中華民国」という名称の反乱団体が南京に生じただけであり、中華民国という主権国家が設立されたのではない。孫文は臨時大統領という名称の反乱団体の首魁である。そこにあるのは清の中央政府（皇帝溥儀）対反乱団体（中華民国）という、主権国家たる清国内における対立関係、すなわち国内法上の問題である。そこで中央政府から反乱団体鎮圧のために袁世凱を司令官とする軍隊が派遣されたのである。

しかし袁世凱が反乱団体と取引をし、反対に中央政府を打倒したため、反乱又は革命が成功したのである。注意を要するのは、溥儀の退位による清の滅亡と一般には理解されているが、当該事態は、主権国家清における中央政府が崩壊し、革命政権が実質上当該国家を支配下に置いた状態なので、法論理上はこの段階でも主権国家たる清は存続している。これはひとつの主権国家内において当該国家を正式に代表する者（団体≡政府）の決定に関する問題である。

そこで日本〔当時〕は、革命政権である袁世凱政権に対して一九一五年に「二十一ヶ条の要求」を行ない、当該政権との間で正式に調印した。その内容は極めて不平等なものであったとしても、条約として締結されたという事実は、日本国が袁世凱政権に対して黙示的方法で政府承認を与えたことを意味したのである。この段階で日本にとって主権国家清（後に中華民国と改名したが国家の同一性は継続していた）が存在し、その正当政府が袁世凱政府になったのである。

一九四五年に実質上の終戦が訪れた。しかし対日抗戦で協力関係にあった国民党と共産党との間で内戦が続いた。これは主権国家たる中華民国における中央政府（国民党）対反乱団体（共産党）という国内法上の問題である。この間、共産党に対する交戦団体の承認が行なわれたとの資料は見当たらない。

一九四九年に中国共産党が中国全土を支配下に置き、国民党は台湾に逃れたと一般には理解されており、その時点で中華人民共和国の成立と思われている。しかしこの段階では中華民国という主権国家が存続しており、その領土の大部分を反乱団体である中国共産党が実効的に支配し、中央政府は台湾という名称の領土の一部（島）を支配しているという対立状態である。この段階で、政府承認の要件を中国共産党は有していたのであるから、日本は中華民国において中央政府に替わって新政府が誕生したとして、政府承認を行なうことができた。

一九五一年にサンフランシスコ平和条約が締結され、台湾島が放棄された。この時点で台湾島は日本の領土ではなくなったのである。この島の帰属先の問題が残っているが、東京裁判において侵略戦争違法観が採用されたことから、当該島は下関条約締結前の状態に戻ると考えられる。そうなると一九四九年の時点において、すでに実質上放棄されていた台湾島は、元の領有者である清、すなわち中華民国に帰属したと考えるのが妥当であろう。この点は、日華平和条約の第三条及び第十条によっても放棄された台湾島に関する処置を中華民国が行う旨が規定されていることから確認できると考えられる。

しかし日本は、この間米国からの強い要請があつたとしても、一九五二年に台湾島にある中華民国政府を中華民国の正当な政府と引き続き認め、日華平和条約を締結したのである。そのため中国共産党は、この段階では日

本国にとつて中華民國の領域の一部（大部分）を実効的に支配している反乱団体ということになる。

一九七二年に日中共同声明（日本国と中華人民共和国）が結ばれ、復交三原則の影響で日華平和条約の失効が外相声明の形式で発表された。しかし日華平和条約は、日本国と中華民國との間の戦争状態を終結させるための契約条約である。立法条約と異なり契約条約はひとたび締結されると、その法的効果は確定してしまい、関係締約国の同意無しに変更は不可能である。したがって、日華平和条約の締結によって両国間に存在していた戦争状態及び関係事項の全てに法的効果が生じ、後に当該条約が失効したと発表されても、この法的効果には何らの影響も生じないのである。

また、一九七八年に日本国と中華人民共和国との間で日中平和友好条約が締結された。日華平和条約の失効表明と合わせて、日中間で改めて平和条約が締結されたと理解される場合があるが、この見解を採る場合、法論理上の矛盾が生ずる。この見解では、北京政府と台北政府とを同一主権国家内に並存する新旧政権と考えているようであるが、そうであるならば、国家の同一性は保持されているので、条約承継理論では旧政権が締結した条約の効力は新政権に受け継がれることになる。これは条約という国際合意文書は、国家と国家との間で締結されるものなので、当該国家を代表するものが国内事情で替わつたとしても当該条約は継続されることになるからである。したがって、日本国が中華民國と締結した契約条約という性質の平和条約（講和条約）は、北京政府と台北政府とが同一主権国家内に並存しているならば、再び締結されることのない性質の条約ということになる。

しかし、当該性質の平和条約を日本国が再度締結したという事実は、前者の締結相手と後者の締結相手が国家

として異なる存在であることを意味することになる。つまり前者は主権国家である中華民国との条約であり、後者は主権国家である中華人民共和国との条約である。中華人民共和国との条約締結は、これまで中華民国という主権国家が存続しており、その中に反乱団体としての中国共産党が生じて領土の大部分を実効的に支配し続けたため、日本国は国家承認の要件と照らし合わせて条約締結という黙示的方法で新国家としての国家承認を与えたことを示している。いわば事実上の国家であった存在を宣言的効果説によって承認したのである。つまり中華民国から中華人民共和国が分離独立したことを承認したことになる。国家承認には政府承認も含まれているので、日中共同声明の内容とも矛盾しないのである。

ここにいたって、日本国にとっては、中華民国という主権国家と、そこから分離独立した主権国家である中華人民共和国が存在することになる。

三 日中共同声明の解釈

このように考えても、光華寮事件を「政府承認の切替」とする見解は、日中共同声明の文言に拘束されている。そこで当該声明文の意味を再考しなければならない。

当該共同声明において、「一 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持す

る。」と明記された。⁽⁴⁾

ここで問題になるのは第二号の「中国」の意味と、第三号の「理解し、尊重し」の意味である。

(一) 「中国」の意味

まず、「日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。」によって政府承認の切替が行なわれたと理解されている。「政府承認の切替」を採る見解は次のようにいう。「ここで『中国』という用語の意味は、『国家』を指し、それは清国であろうと中華民国であろうと中華人民共和国であろうと国名の違いによって異なることのない歴史的に一体性(identity)、継続性(continuity)をもった主権国家のそれを指すのである(一九七二年の日中共同声明二項も、中華人民共和国が代表する国家を『中国』としている)⁽⁵⁾。この文章は、戦後、日本が放棄した台湾島(台湾領域)の帰属先について、それが「中国」であることの説明として記述されたものであるが、ここから窺い知ることの出来ることは、「中国」という意味を歴史的な一体性と継続性を有する「一つの国家」と認識している点であり、その根拠として、日中共同声明に言及している点である。

しかし、この問題の最大のポイントが、同文中の「中国」という表現にあることは明白である。つまり日中共同宣言では「中国の唯一の合法政府」と表現しているのであって、法規定上の厳密な解釈からすると、「中国」の意味する国家又は地域は漠然としており、明確になっていないのである。

日中共同声明で他に「中国」という表現が使用されている右記以外の箇所を抜き出すならば、「日本側は、過去

において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した『復交三原則』を十分理解する立場に立つて国交正常化の実現をはかるといふ見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。」という箇所と、「両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。」の箇所である。

最初の抜書における「中国国民」は、第二次世界大戦中には中華人民共和国を国家承認していなかったため、実際の損害を受けた人民が事実上の国家たる中華人民共和国と中華民国のどちらに属するかを明確に区分できず、それゆえに双方の国民を含むような表現になっていると考えられるゆえに、この部分から「中国」の明瞭な意味は出てこない。また「中国側」という表現も、この文脈からいって、日本側との対句として中華人民共和国を指していることは明らかであるが、それ以上の意味を見出すことはできない。

また次の抜書では、一方が「日本国」という正式名称を用いているにもかかわらず「中国」という表現を用いている意味が不明であるが、その前に「両政府が」と記されていることから、この「中国」も少なくとも中華人民共和国を指していることは明らかである。

このように日中共同宣言が、当時の国際状況のなかで作成されたことを考慮するならば——これは日華平和条約の表現についても同じことが言えるが——、「中国」という表現を意図的に曖昧にしているとしか理解できないのである。しかしこの曖昧な意味が現実に使用されていることから、台湾という地域がこの「中国」に含まれる

か否かも判然としていない。北京政府側の解釈はどうであれ、日本国にとっては——意図的に——曖昧なのである。

(二) 「理解し、尊重し」の意味

次に第三号に「日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し」と明記されていることから、日本政府が北京政府の主張を受け入れた若しくは合意、同意したとの誤解である。

これについても、北京政府が一方的に台湾を自国領土と主張しているのであって、日本国はその主張を理解し、尊重するとは云いながらも、同意する・合意するとは明記していない。このような表現方法は日本のみならず、例えば、オランダ、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ブラジルなどの国々も「同意する (agree)」あるいは「承認する (recognize)」という表現を避けて、「尊重する (respect)」や「留意する (take note)」などの表現を用いており、⁽⁶⁾日中間の特別な表現方法ではないのである。

ポツダム宣言第八項は、台湾を中華民国に返還する規定であり、すでに実行されている。ゆえに日本国は台湾が中華人民共和国の領土であることについては、認めていると断言することはできないのである。

四 既成事実と光華寮事件

以上のように歴史上の経緯を承認論で解釈し、平和条約の性質や日中共同声明の解釈を通して、日本にとって

は清の後継国である中華民国とその政府があり、後にそこから中華人民共和国が新しく分離独立したと考えるのが、最も無理のない理解の仕方であろう。つまり中華民国と中華人民共和国という具体的で明確な二つの主権国家が存在しているのであり、抽象的で曖昧な中国という国家は存在していないのである。

同時に日華平和条約締結から五十年以上、日中共同声明から三十年以上も経過した現在においては、両国の経済・社会・政治体制が異なり、それぞれが独立して国際社会生活を継続し、侵略戦争違法観のもとでそれぞれの勢力範囲も概ね明確に区分され、国際関係を良好に保つ意思と能力が見出されることから、双方が各々独立した主権国家であるという現実に異議を唱えるものは、北京政府以外に無いであろうと考えられる。^⑦

このような事実を加味するならば、光華寮事件を「政府承認の切替」(ひとつの国家には正当政府はひとつだけであるという原則)を所与の枠組み若しくは前提として検討すること自体に疑問が呈せられるべきである。換言すれば、光華寮事件は、中華民国から中華人民共和国が新しく分離独立をしたという理解から出発しなければならない問題なのである。

そうなれば、従来論じられてきた政府の完全承継・不完全承継という議論は成り立たず、光華寮は従来どおり中華民国の所有になるといえよう。これまでの議論や判決は、中華人民共和国という現実に存在する隣国の国際政治力の大きさに振り回されて、承認行為が二国間且つ一方的行為であるという性質(良くも悪くも原則)を軽視していたと評することができるのである。

五 若干の問題の検討

(一) 中国代表権問題

これは、国際連合安全保障理事会常任理事国である、いわゆる「中国」を国連において正式に代表する政府は北京政府か台北政府かを巡って二十二年間も争われた問題である。結果は北京政府に代表権が移った。

当該代表権問題において中国とは中華民国を意味していたはずであり、したがって、代表を決定した国連総会決議はひとつの主権国家内に並存する政治権力の選択・決定を行なつたと理解されている。しかし本来この問題は、国連における「中国」の地位を、中華民国と中華人民共和国のどちらの主権国家が承継するのか、という問題として考えるべきである。つまり、国連における集団承認の問題が先決されるべきであつたといえよう。⁽⁹⁾

とにかくこの事実⁽⁹⁾に依拠して、中国の正当政府は台北政府ではなく北京政府であると単純に思い込む論者もある。しかし台湾・台北政府の法的地位は日本国にとつての個別問題であり、当該代表権問題は国連というひとつの国際組織内における問題であつて、両者は全く次元の異なるものである。

(二) 日華平和条約と学説

第二次世界大戦終結のために開催された対日講和会議では、中国（中華民国）の代表政府を巡って米英が対立したため、両政府（政権）とも招かれなかつた。日本国は米国からの強い要請で台北政府との間に平和条約を締

結し、これをもって中国（中華民国）に対する全ての戦争状態の終結がはかられたとした。しかし一方では、台北政府を中華民国内の残存的政権とみなし、当該政権との間で戦争状態終結という効果を生じさせる条約を締結することができるかどうか、また当該条約の適用範囲が「中華民国政府の支配下に現にあり、または今後入る全ての領域に適用」としたため（附属交換公文）、同政府の支配下でない大陸部分にも有効か否か、という疑問が呈せられた。

この点に関しては有力な見解は示されていないが、もし右記のような疑問を肯定するならば、いわゆる中華人民共和国は事実上すでに主権国家として成立していたということになり、日中共同宣言や日中平和友好条約は、すでに存在する主権国家を改めて且つ形式的に承認したことになるゆえに、そこには宣言的効果説が成り立つ。反対に中華人民共和国を中華民国内の反乱団体が実効的に支配している地域及び支配実態の総称とするならば、当該声明や条約で主権国家として始めて承認されたことになるので、そこには創設的効果説が成り立つといえよう。

六 小括と課題

以上のように、争いの無い事実と承認論とを組み合わせると、若干の国際政治上の駆け引きが見出され得るとしても、日本国にとっては中華民国と中華人民共和国という二つの主権国家が存在することが明らかとなった。そうになると、「二つの中国」、「二つの中国」という表現が極めて曖昧で非法律的表現であることも理解できたはず

である。国際法においては正式名称を「中国」と称する主権国家は存在しないのであり、したがって、法的思考に用いられる表現と日常生活に用いられる表現とを峻別しなければならぬことも明らかとなった。ゆえに日本国にとって台湾は中華民国という主権国家であるという結論になる。

ただし、当該問題に関しては、たとえば一九一五年の袁世凱政権の承認が、当時の混乱した状況を考慮すると事実上の承認＝暫定的承認であり、その後の国内の混乱をも鑑みると、台北政府に対しても当該暫定的承認が継続しているのではないか、という問題が提起される。この場合、そのような暫定的承認を受けただけの政権と、戦争状態を終結させるような重大な条約を締結することができるのか、あるいは、日華平和条約の締結が政府承認を意味したのか、という問題を考えなければならない。

この点に関しても、「政府承認の切替」の立場からは、台北政府のような状況下では、講和条約（平和条約）などの重要な条約を締結する権限は認められない、とする見解も示されている。しかしこの問題も、歴史の過程とその継続である現実の視点から、中華民国との平和条約は締結できると解することができる。

光華寮事件についてみるならば、最高裁が本稿のような見解を採用した場合、すでに中華人民共和国の管理下にある財産に対して如何なる措置を命ずるのかが問題となろう。その現状を肯定した上で、中華民国に対して日本が何らかの損害賠償を支払うのか否か、あるいは北京政府に引渡しを命ずるのか否かといった処理の問題が残されている。

最後に、中華民国が日本にとっての主権国家であるならば、そのことを前提とした台湾海峡の安全確保の方策

も検討しなければならないであろう。これは法論理ではなく、政策論に属するが、国際社会では総てのことがメカニズム化されているほどの関連性を持つて国家間関係に現れることも十分に考慮に入れなければならない。

- (1) 京都地裁判決(一九七七年)昭和五十二年九月十六日)判例時報八九〇号。大阪高裁判決(一九八二年)昭和五十七年四月十四日)判例時報一〇五三三号、判例タイムズ四八一号。差戻後第一審京都地裁判決(一九八六年)昭和六十二年二月四日)判例時報一一九九号、判例タイムズ五八〇号。差戻後第二審大阪高裁判決(一九八七年)昭和六十二年二月二十六日)判例時報一二三三二号、判例タイムズ六三三七号。現在、最高裁にて審理継続中。同事件の概要は省略する。
- (2) 特に次の研究が優れているといえよう。広瀬善男「光華寮訴訟と国際法」明治学院大学法学会『法学研究』四十六号(明治学院論叢第四六八号)(一九九〇年十月)一―一三八頁。その中では、同事件に関する他の鑑定人の見解に対する検討もなされている。
- (3) 猪口孝「アジア大陸重視の外交を」西和久編『週刊エコノミスト』二〇〇四年一月二十七日号(毎日新聞社、二〇〇四年)五十五頁。
- (4) 日中共同声明の締結の背後事情については以下を参照。安藤仁介「光華寮事件をめぐる国際法上の諸問題」林久茂・山手治之・香西茂編『国際法の新展開』(東信堂、一九八九年)二二六―二二七頁。
- (5) 広瀬、前掲注(2)、五十八頁。
- (6) 詳しくは以下を参照のこと。林金莖『戦後の日華関係と国際法』(有斐閣、一九八七年)一〇六―一一〇頁。
- (7) 二〇〇六年四月時点で、中華民国(台湾)と外交関係を有する国は、大洋州で六ヶ国(ツバル、ソロモン諸島、マーシャル諸島共和国、パラオ共和国、キリバス共和国、ナウル共和国)、欧州で一ヶ国(バチカン)、中南米・カリブで十二ヶ国(パナマ、ドミニカ共和国、コスタリカ、グアテマラ、エルサルバドル、パラグアイ、ホンジュラス、ハイチ、ベリーズ、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、ニカラグア)、アフリカで六ヶ国(スワ

ジランド、マラウイ、ブルキナファソ、ガンビア、サントメ・プリンシペ、チャド)の合計二十五ヶ国である(出典・外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/data.html> 2006/07/16)。これらは経済援助の關係で外交關係を有しているともいわれているが、現在の国家数が約一九二ヶ国であることを考えると、二十五ヶ国というのは決して少ない数ではないであろう。また各種国際機関への独自加盟やスポーツ大会への参加という事実も看過できない事実である。

- (8) 政府の完全承継・不完全承継に関する議論及び検討、並びに当該問題に関する詳細な研究は、前掲注(2)の広瀬善男「光華寮訴訟と国際法」及び前掲注(4)の安藤仁介「光華寮事件をめぐる国際法上の諸問題」に論述されており、この問題に関する必読文献である。なお、その他の貴重な文献については、紙幅關係で割愛せざるを得なかった。
- (9) つまり中華民国から中華人民共和国の分離独立を承認し、その後、常任理事国としての地位を決定するのである。これは、ソ連邦崩壊後にそれぞれ分離独立した諸国家の中でいずれの国家がソ連邦の有していた常任理事国の地位を引き継ぐかという問題で用いられた手順でもあった。